

平成 21 年度 第 4 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 22 年 2 月 3 日（水）午後 6 時 00 分～6 時 52 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長
矢吹徹雄副会長
斯波悦久委員
植松美由紀委員
村上岑子委員

[諮問課] 市民生活部国民健康保険課長 高野省輝
同課国民年金担当主査 湯口恒
保健福祉部保健推進課長 久保田道子
同課保健推進担当主査 中川正人
同担当主任 宮腰省太

[事務局] 総務部長 川又和雄
同部情報推進課長 椿原功
同課文書・統計担当主査 扇武男
同担当主任 奥山直樹

傍聴者 0 名

議 題

【諮問】

年金記録の確認調査に係る市が保有する電話番号等の利用及び提供について
新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報
の目的外利用について

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 諮問の説明資料

○第 4 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様、一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。それでは、開会の時

間となりましたのでただいまより、平成 21 年度第 4 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

まず始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさま今晚は、お忙しい所お集まりいただきありがとうございます。平成 21 年度第 4 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会という事で、諮問案件が 2 件と聞いております。また、今日は冷え込みも厳しいので、効率良く審議を進めて参りたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】本日は、市民生活部国民健康保険課所管の「年金記録の確認調査に係る市が保有する電話番号等の利用と提供について」と保健福祉部保健推進課所管の「新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について」の計 2 件のご審議をいただきます。以上、よろしくお願いいたします。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思います。

【川又部長】市長、副市長が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。

川又総務部長諮問書を朗読（諮問 2 件）

（諮問 1 件目）

石国保第 1109 号

平成 22 年 2 月 3 日

石狩市個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

年金記録の確認調査に係る市が保有する電話番号等の利用
及び提供について（諮問）

所有者の確認の取れない年金記録については、国は、これまで「ねんきん特別便」や電話・訪問等により確認作業を行い解決に取り組んで参りましたが、依然、電話番号や居住

地などの連絡先が不明となっている記録が残っております。

1月に発足した日本年金機構ではこれらの記録の確認作業として新たに自治体が保有する電話番号等の情報を利用して本人に確認を行うことが有効であると判断し、全国の自治体に調査の実施及び情報の提供依頼があったところであります。

本市においては、当該調査の実施にあたり、市が保有する市民の連絡先情報の目的外利用及び提供が必要となることから、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき貴審査会に諮問するものであります。

記

1. 個人情報内容

対象者

・国民健康保険被保険者 ・後期高齢者医療被保険者 ・介護保険被保険者

情報内容

・電話番号 ・住所 ・連絡先（家族等） ・入所施設名（介護施設等）
・医療機関名（入院中の場合）

（諮問2件目）

石 保 推 第431号

平成22年 2月 3日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について（諮問）

新型インフルエンザワクチン（A/H1N1）接種に当たり、本市においては、すでに優先接種対象者であって市民税非課税世帯や生活保護世帯の方を対象に、接種費用全額を免除しておりますが、この度、優先接種対象者以外の19歳から64歳の健康な方について

も接種が開始される旨国からの通知がありましたことから、本ワクチン接種費用助成をするものです。

事務を円滑に行うため本市が保有する台帳等及び課税状況データの目的外利用に関し、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容

(1) 対象者

平成 22 年 1 月 1 日 (基準日) において、住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) に基づき、本市

の住民基本台帳及び外国人登録法 (昭和 27 年法律第 125 号) に基づく外国人登録原票に登録されて

いる世帯のうち、平成 22 年 3 月 31 日現在において満年齢 19 歳から 64 歳の者。

(2) 情報内容

住民基本台帳及び外国人登録原票 (市民課保有)

対象者の氏名 (漢字・カナ)、生年月日、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、性別、個人番号、

世帯番号、世帯主名、住民日

課税台帳 (税務課保有)

対象者及び世帯員の氏名 (漢字・カナ)、生年月日、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、性別、

続柄、個人番号、世帯番号、年税額

生活保護台帳 (福祉総務課保有)

対象者の氏名 (漢字・カナ)、続柄、生年月日、性別、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、保護

開始年月日、個人番号、世帯番号

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問案件についての内容と資料について説明願います。

【椿原課長】それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「年金記録の確認調査に係る市が保有する電話番号等の利用及び提供について」の諮問書の写しと資料、「新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用及び提供について」の諮問書の写しと資料、以上、2 セットでございますでしょうか。

次に、諮問案件の内容と資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

まず始めに、諮問 について、市民生活部国民健康保険課よりご説明いたします。次に、諮問 について、保健福祉部保健推進課よりご説明いたします。

○議 事

【向田会長】それでは、1 件目の諮問ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

それでは、事務局より 1 つ目の諮問内容を説明して下さい。

【高野課長】国民健康保険課長の高野と申します。それでは私から年金記録の確認調査の実施につきまして説明させていただきたいと思います。

はじめに、今回審議の対象となっております年金記録の確認調査について、どのようなものかということでございますが、かねてから問題となっております、誰のものかわからなくなっている年金記録、いわゆる宙に浮いた年金記録のうち、本人のものである可能性が高いと思われる年金記録につきまして、本人に接触をして確認をおこなうものです。資料としましては、諮問書の次に添付されております、社会保険庁からの調査の実施の依頼文を資料として添付しております。

この宙に浮いた年金記録問題の解決につきましては、これまで社会保険庁は、この 1 月からは日本年金機構へ移行しておりますが、年金特別便にて確認を行ってきているところですが、いまだ電話番号がわからない、あるいは所在がわからないという方について今回石狩市が保有する電話番号や居所について情報を利用して接触するものです。

この調査の実施にあたる経緯につきましては、資料の 5 枚目の「こくねん弘報」の 2 段目の最後の部分にこれまでの経緯が載っておりますが、昨年名古屋市におきましてこの調査を実施した結果、調査対象件数 825 件のうち、電話番号の判明率が約 65%、施設入所等の判明率が約 15%ということで合計で 80%と高い判明率となったことから、全国の自治体へ協力を要請するとしたということです。ちなみに、石狩市における調査対象件数につきましては、57 件と聞いております。

次に、この調査に利用する本市の個人情報ですが、利用する個人情報は諮問書にありますとおり、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険におきまして、保有しております電話番号、あるいは連絡先、居所、施設等への入所情報でございます。

調査実施にあたりましては、これら個人情報の保護、個人情報の取扱いにつきまして、市の情報、あるいは年金機構から提供される年金記録情報、これら合わせまして「覚書」それから「年金記録情報提供実施要領」と「年金記録確認調査実施要綱」によりまして個人情報保護の対策を講じることとしております。

最終的に本市から日本年金機構へ提供することとなります電話番号等の連絡先情報につきましては、覚書の第5条におきまして利用の制限、年金給付事務もしくは年金記録の確認事務以外には利用してはならないという制限を規定する予定としております。

以上大変雑ぱくではありましたが、年金記録の確認調査につきまして説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【向田会長】はい、ありがとうございます。ただいまの説明等つきまして質問あるいはご意見等がございましたらどうぞ。

(質疑応答)

【向田会長】ここでは覚書を締結するとなっていますが、締結の時期はいつ頃となる予定ですか。

【高野課長】貴審査会からの、答申をいただいた後に速やかに決定をいたしまして進めたいと考えております。

【向田会長】この覚書は、他の自治体とも同じような内容で交わされるのでしょうか。

【高野課長】実際に他の自治体でどのような覚書を締結しているかは把握してはおりませんが、私どもでは当然こういう覚書が必要であると年金機構と調整して作成しております。

【向田会長】雛形がどこかにあって作成したものなのですか。

【高野課長】雛形は年金機構で用意はされておりましたが、若干アレンジいたしましてこういう形にしております。

【植松委員】先ほど57件とおっしゃっていましたが、石狩市の調査対象者が57件ということですか。

【高野課長】おっしゃるとおりでございます。今まで、社会保険庁の方で住所の記録等を独自に調べておりまして、社会保険庁で電話をかけたり訪問したりと確認行為を行ってきたのですが、それでもなおかつ接触できないというのが57件ということです。

【村上委員】個人情報はどう利用されるかという色々な問題はあるのですが、こういことで利用されるのはとてもいいことだと思うのですが、年金特別便のうち訂正なしと回答したものの又は未回答者に該当するものが57件ということなののでしょうか。

【高野課長】実際、年金特別便を受けて訂正がないと回答があったもののうちでも、本人が訂正なしと言っている、もしかしたら該当するかもしれないという年金記録があるので、それを本人に直接確認をするということになります。

【村上委員】あくまでも年金事務所の方から言ってきたものについて、調査することなんですね。それと覚書に覚書の有効期限は、記録調査等が完了するまでと記載されている訳ですが、57件全部わからなければ完了にならないということになりますよ

ね。

【高野課長】そのとおりでございます。

【植松委員】こういう形で、こういう方法で調査をしますよというのは、広報等何かを通じてお知らせするものなののでしょうか。例えば町内会の回覧板を通じてお知らせはあるのでしょうか。

【高野課長】広報等でのお知らせは特に予定しておりません。

【植松委員】この審査会で、個人情報の利用はよろしいとなったら、該当者に直接電話がいくということですね。

【高野課長】そういう形で実施しようと考えております。

【斯波委員】これは実際の調査をするのは、国民健康保険課の方々が調査をされて、それで判明した事項は年金事務所へ報告をするということなののでしょうか、実際の業務内容はどのようなものなのでしょうか。

【高野課長】年金機構から、この方の記録だと思われるものについて確認をしてくださいとの情報をいただいて、その方の連絡先を、国民健康保険担当、後期高齢者医療担当、介護保険担当からその情報を持っているかどうか洗い出しを行い、その情報を基に国民年金担当が本人に直接確認を行うこととしております。

【矢吹副会長】それで本人に直接確認をして、全然記憶にありませんという回答の場合と、そういえば思い出しました、私のですとの回答の場合があると思いますが、資料を見ると、私のですとの回答になったなら年金事務所で手続きを取りなさいとの案内をするということですね。あとは本人の同意を得て年金事務所から書類を送付するということですね。また、わからない、私ではないと思いますとの回答になった場合は、わかりませんでしたとの報告をするということですね。

【高野課長】そのとおりでございます。

【矢吹副会長】石狩市が保有している個人情報を目的外に利用することがあっても、年金事務所に本人の同意なくして個人情報を提供することはないということですか。

【高野課長】基本的には市が保有する連絡先情報は年金機構に渡してもいいかどうかの確認はご本人に取ろうと思っております。

【矢吹副会長】というのは、覚書の第5条に、甲及び札幌北年金事務所職員は、本覚書の実施により乙から提供を受けた連絡先情報について、目的外に利用してはならない。となっているので確認をしたのですが、石狩市は、本人の同意なくしては個人情報を提供することはないという理解でいいのですね。

【高野課長】その点につきましては、確認を取ります。

【斯波委員】そうすると本人が市から連絡を受けて結局わからないとなったら、年金事務所にそれはそういう状況でしたとの報告になりますよね。さらに年金事務所は再度また再調査をされる形になるということですね。

【高野課長】ご本人がわからないと言っているのに、再度調査をするとなると反発もあるのではないかと思います。

【斯波委員】そういうことではなく、不明と言いますか確答ができない、その場所にいたかもしれない、いなかったかもしれないという場合には年金事務所では再調査をすることになるのではないのでしょうか。

【高野課長】本人自体が不明である場合も、本人がいつ思い出すかわからないことも考えられますので、年金機構でどういう判断をするのかわからないですけれども、再調査をするということも考えられます。

【矢吹副会長】本人が不明と言っている時でも、年金機構に個人情報を渡すのですか、渡さないのですかということなのですが。

【高野課長】その情報につきましては、本人に確認し、本人の了解のうえ提供します。

【村上委員】私は、これはいいことだと思ったりしたのですが、年金機構が言っている目的というのは、電話番号又は居所情報の提供及び電話による記録の確認調査の実施とやっていることであって、市の方で調査をした結果を知らせるということであって個人情報渡すということはこれには記載されていないではないかと思うのですが、個人情報がすべて渡すという印象は私は持たなかったのですが。

【矢吹副会長】年金事務所から年金記録の情報提供を市が受け、情報を共有し市が保有している電話番号及び居所情報を基に市が年金記録の確認調査を実施するということですよ。そこまではいいのですが、年金事務所に本人の電話番号、居所を教えることは本人の許諾を得て提供するとのことで、それで無ければ問題はあるということです。

【植松委員】私が先ほど広報等で事前に周知しないのかと伺ったのですが、このご時世ですので、ご高齢の方だけではないと思うのですが、直接電話をするとかかなり身構えてしまう人もいるのではないかと思ったものですから、なんらかの周知は必要ではないかと思ったものですから。

【向田会長】記録調査担当者は何名程になるのですか。

【高野課長】実際業務を行う予定となっているのは、国民健康保険課の中の国民年金担当職員が2名、非常勤職員が2名、あと私を含めて全部で5名です。

【向田会長】それでは、個人情報の取り扱いについて、十分に気を付けていただくということで答申したいと思います。

【全委員】はい。

市民生活部国民健康保険課担当職員退席

【向田会長】それでは、2件目の諮問ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

それでは、事務局より2つ目の諮問内容を説明して下さい。

【向田会長】それでは、続きまして諮問 の案件につきましてご説明願います。

【久保田課長】保健推進課長の久保田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年 11 月第 3 回審査会において、同名の新型インフルエンザ費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について、審議いただいた経緯がございます。ありがとうございました。

本日諮問いたしました内容につきまして、ご説明させていただきます。

現在、新型インフルエンザワクチンの接種が行われておりますが、当初、医療従事者や妊婦、基礎疾患のある方、年齢の低いお子さんなど、優先的に接種する対象者が規定し進められております。

前回の審議会におきまして、優先接種対象者のうち生活保護、非課税世帯等の方がワクチン接種を受ける際に、利用される市民の方の利便性を図り、市民サービスに支障のないように進め、円滑に接種を受けることができるように、税情報を取得することについて審査いただいております。

接種開始後、接種効果や副作用、接種状況、ワクチンの供給状況などにより、対象者や接種回数の見直しなどがあり、対象者毎に、北海道で順次、接種スケジュールを調整しながら行われております。

添付の資料「新型インフルエンザワクチンの予約・接種スケジュール」をごらんください。

ワクチン接種では、接種回数がお子さんを除き 1 回接種となったこと、幼・保、小中高で感染が拡大したこと、利用数が見込みより減少したこと、予定よりワクチンの供給が可能とことなどから、対象者の接種時期を前倒しして行われてきました。

これまでの接種状況を踏まえ、国では、対象者の見直しを行い、優先接種対象者以外の方（健康成人）の接種を実施するよう基本方針を改定いたしました。これに伴い、低所得者への費用の助成が行われることとなりましたので、国の方針に沿い、市においても、これまでと同様に、非課税世帯、生活保護世帯の方がワクチン接種を受ける場合、ワクチン費用 1 回目 3,600 円、2 回目 2,550 円でございますが、助成を行うこととしております。

助成にあたり、新たに対象となった健康成人の方（およそ 3 万 4、5 千名の予想）の課税状態を確認することが必要であり（前回実施の割合として約 2 割程度）できるだけ速やかに手続きを行い、市民サービスの向上に努めたいと存じます。

本件の使用についてご審議いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【向田会長】はい、ありがとうございます。ただいまの説明等につきまして質問あるいはご意見等がございましたらどうぞ。

（質疑応答）

【斯波委員】今の話で行きますと、市民の方々が自分が対象になるかどうか税務課ではなく担当所管課に確認すればわかるという形にするということですか。

【久保田課長】はい。できればそういう形で行いたいと思います。そうでなければご本人が税務課へ行って確認するか、こちらの方へいらしていただいて同意を得て手続きをしていただくこととなります。

【斯波委員】それは電話でのやり取りでも可能となるということですか。

【久保田課長】書面上の手続きはどうしても必要となりますので、その他いろいろなこともありますので、窓口に来ていただいて手続きをしていただくこととなります。

【向田会長】手続きを経て、証明してもらえれば無料となるのですね。

【久保田課長】無料となる助成券をお渡しして、それを持って受診していただくこととなります。

【村上委員】前回諮問された件でも無料券を出すということでしたが、前の場合も無料券を発送したのではなく手続きをした人に渡すという形でしたか。

【久保田課長】前回は無料券を発送いたしました、今回は事前に郵送をいたしません。前回は事前に周知を兼ねるということも目的としていました。今回は事前に3度ほど広報等にて周知をしていますので発送はいたしません、問い合わせを受けた場合は速やかに対応したいと思っております。

【斯波委員】市民の方からすれば、わざわざ税務課にいかなくても手続きができるということはあるありがたいことだと感じますね。

【向田会長】前回の件でかなりの方が受診されたのですか。

【久保田課長】前回の対象者数が約6,500件ですが、先に受けられた方だとか、スケジュール的に対象者のうち一番多いのが高齢者なのですがまだ件数が上がってきていない状態で12月末の数字ですが全体で530件程となっております。特徴的なこととして妊婦さんなどは半分くらいで、小中学生については事前に罹患してしまった方が多く予想数よりは少ないものとなっております。

【向田会長】よろしいですか。それでは、これで答申したいと思います。

【全委員】はい。

【向田会長】事務局の方から何かありますか。

【椿原課長】今後案件は現在予定されておりません、急遽案件が出ない限り今年度の審査会はないものと考えております。次年度につきましては4月若しくは5月に情報公開制度の実施状況の報告も兼ねまして開催したいと思います。

【向田会長】それでは、答申に入りたいと思います。

○ 答 申

【答 申 】

平成22年2月3日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成 22 年 2 月 3 日付石国保第 1109 号をもって諮問のありました、年金記録の確認調査に係る市が保有する電話番号等の利用及び提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

（附帯意見）くれぐれも個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

【答申】

平成 22 年 2 月 3 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成 22 年 2 月 3 日付石保推第 431 号をもって諮問のありました、新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○閉 会

【向田会長】長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしくお願いいたします。

議事録確定 平成 22 年 2 月 19 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範